

第2章 景観づくりのルール

2-1 景観計画区域における景観形成基準

景観計画では、良好な景観づくりに関する方針を踏まえ、景観計画区域内における景観に特に影響を及ぼすと考えられる規模の建築物等の建築等の行為を対象として、建築物等の配置・規模、形態・意匠、色彩などに係る景観形成基準を定めています。

なお、大切にしたい場所・眺め及び景観形成重点地区、眺望景観保全地区では、景観計画区域における景観形成基準にそれぞれの基準が上乘せされます。

○景観計画区域における景観形成基準

建築物の建築等

事 項	景観形成基準	掲載頁	
配置規模	あ	・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。	34
	い	・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。	35
	う	・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。	36
	え	・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。	36
	お	・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。	37
形態意匠	か	・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。	37
	き	・背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、突出感や違和感を与えない形態意匠とすること。	38
	く	・長大な壁面は適度に分節するなど、周辺に圧迫感を与えない形態意匠となるよう努めること。	38
色彩	け	・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。	39
	こ	・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。	40
屋外設備等	さ	・道路や河川、公園等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないように努めること。	42
その他	し	・屋外に駐車場を設ける場合は、道路など公共空間から直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。	43
	す	・周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮し、生垣や板塀等の設置に努めること。	43
	せ	・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に努めること。	43

工作物の建設等

事 項		景観形成基準	掲載頁
配置規模	そ	・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。	44
	た	・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。	35
	ち	・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。	36
	つ	・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。	36
	て	・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。	37
	と	・周辺の街並みの連続性や背景の山並みと違和感がない高さとする。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。	44
形態意匠	な	・周辺の自然景観や背景となる景観との調和に配慮し、違和感のない形態意匠とすること。	45
	に	・周辺や通り沿いで特徴ある街並みがある場合は、その連続性に配慮した形態意匠とすること。	45
	ぬ	・立体駐車場を設置する場合は、敷地内の建築物と一体的な形態意匠となるよう努めること。また、車が直接見えないように目隠しとなる外壁やルーバー等の設置に努めること。	45
色彩	ね	・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。	46
	の	・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。	46

開発行為

事 項		景観形成基準	掲載頁
方法	は	・現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。	47
	ひ	・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。	47
その他	ふ	・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。	50
	へ	・周辺の植生との調和に配慮した緑化に努めること。	50

土石の採取、鉱物の掘採

事 項	景観形成基準		掲載頁
方法	ほ	・採取又は掘採は整然と行い、緑化や周辺の景観との調和に配慮した塀等による修景に努めること。	48
	ま	・現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。	47
	み	・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。	47
	む	・道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。	48
その他	め	・跡地は、周辺の植生との調和に配慮した緑化を行うこと。	50
	も	・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。	50
	や	・道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。	51

土地の形質の変更

事 項	景観形成基準		掲載頁
方法	ゆ	・現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。	47
	よ	・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。	47
	わ	・駐車場を整備する場合は、できる限り出入り口を限定するとともに、敷地の外周を周辺の景観との調和に配慮した目隠し修景に努めること。	48
	を	・周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮した修景に努めること。	49
その他	a	・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。	50
	b	・生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等による目隠し修景に努めること。	51

水面の埋立又は干拓

事 項	景観形成基準		掲載頁
形状	c	・護岸、堤防等は、周辺の景観との調和に配慮した形態、素材等とすること。	49

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準		掲載頁
方法	d	・道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。	48
	e	・積み上げる際は、高さをできる限り抑えるとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう努めること。	49
その他	f	・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。	50
	g	・道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。	51

2-2 大切にしたい場所・眺めにおける景観形成基準

景観計画では、城下町の街並みや岩木山の眺めなどの弘前ならではの景観を、大切にしたい場所・眺めとして定めています。

大切にしたい場所・眺めは、場所・眺めへの影響が大きい大規模行為について届出の対象とします。また、景観形成基準はそれぞれの場所・眺めごとに個別に定め、市全域にかかる基準に上乘せします。

○大切にしたい場所における景観形成基準

場 所	写 真	区 域 の 特 徴	景 観 形 成 基 準
アップルロード		<ul style="list-style-type: none"> 弘前市南西部のりんご生産地域の道路と国道7号を結ぶ約22kmの市道（一部県道）。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りの特徴であるりんご園の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、りんご園と違和感が生じない色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、りんご園との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
仲町伝統的建造物群保存地区		<ul style="list-style-type: none"> 国選定の重要伝統的建造物群保存地区。 地区内には、県指定文化財の旧岩田家住宅や、旧伊東家住宅がある。 	<p style="text-align: center;">—</p> <p>（重要伝統的建造物群保存地区内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。）</p>
弘前八幡宮～熊野奥照神社界限		<ul style="list-style-type: none"> 弘前八幡宮本殿・唐門、熊野奥照神社本殿は重要文化財。 	<ul style="list-style-type: none"> 本殿・唐門の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、参道に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 後背地では、参道から眺める本殿・唐門の背景に見えない高さとする。 本殿・唐門の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。
誓願寺の参道		<ul style="list-style-type: none"> 誓願寺山門は重要文化財。 	<ul style="list-style-type: none"> 山門の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、参道に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 後背地では、参道から眺める山門の背景に見えない高さとする。 山門の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。
ラベンダー通り		<ul style="list-style-type: none"> 北大通り（山道町から国道7号まで続く、約2kmの市道）の中央分離帯にラベンダーが植えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りの特徴であるラベンダーの連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、ラベンダーと違和感が生じない色彩とすること。
かくみ小路		<ul style="list-style-type: none"> 中心商店街土手町と弘前の夜のメインスポット・鍛冶町を結ぶ約100mの小路。 太宰治も通ったといわれる喫茶店もある。 	<ul style="list-style-type: none"> こじんまりとした小路空間をつくるため、通りに面する部分の建築物等の壁面の位置をそろえるよう努めること。 通りに面している部分については、にぎわいを創出するような意匠・色彩となるよう工夫すること。
在府町界限		<ul style="list-style-type: none"> 藩政時代、武家屋敷街だった街並み。 前川國男の作品で国登録有形文化財の木村産業研究所や、市「趣のある建物」の木村家住宅がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りの特徴である生垣・黒板塀の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 建築物等や屋外広告物は、落ち着いた街並みと違和感が生じない素材・色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した生垣・黒板塀等により目隠し修景を行うこと。

場 所	写 真	区域の特徴	景観形成基準
茂森町の通り		<ul style="list-style-type: none"> 通りには市「趣のある建物」に指定されている酒舗成豊があるほか、禅林街の門前町として栄えた当時をしのばせる建物が点在している。 	<ul style="list-style-type: none"> 禅林街の門前町として栄えた歴史性を意識し、街並みの連続性に配慮した配置・規模とすること。 門前町としての街並みの連続性に配慮し、可能な限り壁面の位置をそろえること。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等の設置に努めること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。
茂森町の桝形		<ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡長勝寺構内に位置している。 桝形付近には、正進会館や茂森町屯所などの市「趣のある建物」がある。 	<p>—</p> <p>(史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)</p>
地区計画による街並み(安原第二地区)		<ul style="list-style-type: none"> 地区計画により、用途や屋根の色彩、壁面の位置等の制限がある。 	<p>—</p> <p>(地区計画区域には、用途、壁面の位置及び屋根・外壁の色彩等の制限が設けられているため、景観計画による基準は特に設けない。)</p>
禅林街		<ul style="list-style-type: none"> 禅林街は国指定史跡長勝寺構内に位置している。 33の同一宗派(曹洞宗)寺院が同じ場所に集まっている、全国的にも珍しい寺院街。 	<p>—</p> <p>(史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)</p>
弘前市斎場周辺		<ul style="list-style-type: none"> 弘前市斎場は、建築家・前川國男の作品。 日本建築家協会25年賞(2009年)を受賞している。 	<ul style="list-style-type: none"> 禅林街からの歴史的な街並みの連続性に配慮するとともに、斎場の存在を阻害しない配置・規模とすること。 建築物等や屋外広告物は、歴史的な街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
加藤坂		<ul style="list-style-type: none"> 加藤味噌醤油醸造元は市「趣のある建物」。 	<ul style="list-style-type: none"> 加藤味噌醤油醸造元の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 坂道景観を特徴づける街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 屋根や壁面等は、加藤味噌醤油醸造元との調和に配慮した色彩とすること。 後背地では、坂下から眺める加藤味噌醤油醸造元の背景に見えない高さとすること。
新寺町寺院街		<ul style="list-style-type: none"> 23ヶ寺のうち、最勝院五重塔は重要文化財、5ヶ寺の本堂等が県指定建造物、2ヶ寺の庭園が県指定名勝。 	<ul style="list-style-type: none"> 寺院街の街並みの連続性に配慮し、可能な限り壁面の位置をそろえること。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等の設置に努めること。 建築物等や屋外広告物は、寺院街の街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、寺院街の街並みとの連続性に配慮した土塀等により目隠し修景を行うこと。
弘南鉄道大鰐線と土淵川		<ul style="list-style-type: none"> 弘南鉄道は地域住民の足として重要な存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿線の特徴である土淵川、散策路、街並みの連続性に配慮し、線路に接する場合は、可能な限り線路沿いに配置するとともに、建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 車窓からの見え方に配慮するとともに、土淵川・弘南鉄道からのつながりを著しく分断しない形態意匠とすること。

場 所	写真	区域の特徴	景観形成基準
吉井酒造煉瓦倉庫周辺		<ul style="list-style-type: none"> ・県重宝である昇天教会が近接している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉野町緑地から眺める煉瓦倉庫とメモリアルドック、弘南鉄道、土淵川が調和した景観を阻害しない配置・規模・色彩とすること。 ・煉瓦倉庫東側の小路に面する場合は、可能な限り後退し、その特徴に配慮した黒板塀や生垣を設置するよう努めること。
駅前～上土手町遊歩道		<ul style="list-style-type: none"> ・弘前駅前・上土手町地区計画の地域内に位置している。 	<p>—</p> <p>(地区計画及びまちづくり協定により、形態・意匠等の基準が適用されているため、景観計画による基準は特に設けない。)</p>
弘前銘醸煉瓦倉庫周辺		<ul style="list-style-type: none"> ・弘前銘醸煉瓦倉庫は市「趣のある建物」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・煉瓦倉庫の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。 ・煉瓦倉庫の連続する壁面が特徴的な通りに面する場合は、その連続性に配慮し、道路に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。
土淵堰と桜並木、りんご園		<ul style="list-style-type: none"> ・土淵堰は、正保元年（1644）三代藩主信義時代に新開された。 ・国（農林水産省）による「疎水百選」に選定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水路沿いの特徴である桜並木やりんご園の連続性に配慮し、水路に面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
国道7号の桜並木		<ul style="list-style-type: none"> ・青森方面からの玄関口である津賀野から神田にかけての約2kmの区間に、桜約380本が植樹されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である桜並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
平川に架かる鉄橋と弘南鉄道大鰐線		<ul style="list-style-type: none"> ・河川、鉄橋、電車が調和し良好な景観を生みだしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄橋（電車）と平川の眺めに配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・平川に近接する場合は、広がりのある平川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
小沢の蔵通り		<ul style="list-style-type: none"> ・南方には久渡寺山があり、周辺には水田やりんご園が広がる農村集落である。 ・通り沿いには、蔵が多数立ち並んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・通りの特徴のひとつである生垣による緑の連続性に配慮した生垣の設置に努めること。 ・背景となる山並みの稜線を遮らない規模とし、山並みや蔵と調和する勾配屋根の採用に努めること。 ・建築物の屋根や外壁は、現存する蔵の土壁や木材に使用されている黒や黄土色を基調とした素材・色彩とすること、周囲の景観との調和に努めること。
百沢街道の松並木		<ul style="list-style-type: none"> ・百沢街道の松並木は県天然記念物。 ・一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である松並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、松並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、松並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。

場 所	写 真	区域の特徴	景観形成基準
桜林公園 周辺		<ul style="list-style-type: none"> 津軽国定公園内に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の特徴である桜並木の連続性に配慮し、公園に面する部分から可能な限り後退するとともに、突出感を与えない配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。
岩木山神社 門前町		<ul style="list-style-type: none"> 岩木山神社には6棟の重要文化財の建造物がある。 県立自然公園内にある。 神社周辺のお山参詣の休憩所は「ヤド」と呼ばれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩木山神社の門前町として栄えた歴史性を意識し、街並みの連続性に配慮した配置・規模とすること。 建築物等や屋外広告物は、岩木山神社の門前町としての街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
高岡街道の 松並木		<ul style="list-style-type: none"> 高岡街道の松並木は県天然記念物である。 一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りの特徴である松並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、松並木と違和感が生じない色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、松並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
高照神社 参道		<ul style="list-style-type: none"> 高照神社には8棟2基の重要文化財、2棟の市指定文化財建造物がある。 区域の一部は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 参道の街並みの連続性に配慮し、通りから可能な限り後退するなど、鳥居の存在を阻害しない配置・規模とすること。 参道の街並みの連続性に配慮した生垣や塀の設置に努めること。 建築物等や屋外広告物は、高照神社参道の街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。
岩木山麓の 桜並木		<ul style="list-style-type: none"> 一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りの特徴である桜並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
相馬の ルピナスと カツラ並木		<ul style="list-style-type: none"> 国（環境省）が設定した東北自然歩道「新・奥の細道」のコース上に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りの特徴であるカツラ並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、カツラ並木と違和感が生じない色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、カツラ並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
(H26.2 追加) 史跡大森勝山 遺跡周辺		<ul style="list-style-type: none"> 大森勝山遺跡は縄文時代晩期の環状列石を有する国指定史跡である。 遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されている。 「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」において、史跡周辺に緩衝地帯が定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。 緩衝地帯及び緩衝地帯周辺の道路沿いでは史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。 岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとする。 史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること。（史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、特に基準は設けない。）

○大切にしたい眺めにおける景観形成基準

	視点場	写真	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	仲町伝統的建造物群保存地区		・国選定の重要伝統的建造物群保存地区。	・仲町伝統的建造物群保存地区の後背地では、岩木山と生垣・黒板塀の眺めを阻害しない配置・規模とすること。
	亀甲町・ねぶた村前		・前景の弘前公園は国指定史跡。 ・ねぶた村には市指定文化財と国登録名勝がある。 ・近隣に市「趣のある建物」の川崎染工場がある。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山と弘前公園外堀の緑（桜）の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・ねぶた村前から眺める桜並木の背景に見えない高さとする。
	新坂		・新坂は、弘前公園と藤田記念庭園に挟まれた坂で、観光客も多く訪れる。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。
	藤田記念庭園		・藤田記念庭園内の4棟の建物は国登録有形文化財。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・藤田記念庭園の緑との調和に配慮した色彩とすること。
	新町坂		・新町坂のサイカチの木は市指定保存樹木。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・藤田記念庭園の緑との調和に配慮した色彩とすること。
	追手門広場		・前景の弘前公園は国指定史跡。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山と弘前公園外堀の緑（桜）の眺めを阻害しない配置・規模とすること。
	仏舎利塔		・仏舎利塔が位置する長勝寺構は国指定史跡。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。
	和徳十文字		・岩木山が大きく見えるスポット。 ・藩政時代は、和徳方面からの、城下町への入口であった。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。
	茜橋		・茜橋は、合併前の旧弘前市（樋の口）と旧岩木町（真土）を結ぶ橋。平成14年に開通した。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	岩木橋		・岩木橋は、合併前の旧弘前市（駒越町）と旧岩木町（駒越）を結ぶ橋。明治22年に開通した。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
富士見橋		・富士見橋は、紺屋町と浜の町を結ぶ橋。藩政時代は参勤交代の経路にもなっていた。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。	

	視点場	写真	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	城北大橋		・城北大橋は、清野袋と藤野を結ぶ橋。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	清瀬橋		・清瀬橋は、船水と町田を結ぶ、平成17年に開通した橋。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	国道7号桜並木		・青森方面からの玄関口である津賀野から神田にかけての約2kmの区間に、桜約380本が植樹されている。	・岩木山と桜並木の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
	国道7号大鰐弘前IC付近		・秋田方面からの玄関口である東北自動車道大鰐弘前インターチェンジ付近。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	石川大仏公園		・戦国時代・南部高信の居城・大仏ヶ鼻城の跡地。 ・春には桜、初夏にはアジサイを楽しむことができる。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園や緑の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	狼森・陸羯南詩碑		・明治時代に活躍した弘前出身のジャーナリスト・陸羯南の碑で、羯南の名詩「名山名士を出づ…」(名山は岩木山のこと)が彫られている。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	墓地公園前		・岩木山や水田、りんご園が一望できる小高い丘がある。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	りんご公園すり鉢山展望台		・すり鉢山は、藩政時代に鉄砲、大砲の練習の的にするために築いた人工の山。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	竜ノ口の水田と逆さ岩木		・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田とりんご園の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	石渡の水田		・岩木川の西岸で、一面に水田が広がる。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	愛宕山		・愛宕山には、津軽歴代藩公祈願所だった愛宕山橋雲寺がある。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。

	視点場	写真	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	砂沢溜池		<ul style="list-style-type: none"> ・砂沢溜池は、渡り鳥の飛来地として知られる農業用溜池で、鳥獣保護区にもなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある溜池の眺めに配慮し、自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	独狐の森公園		<ul style="list-style-type: none"> ・独狐の森公園は、縄文・平安時代の遺跡である松笠森遺跡の中にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	宮地造坂		<ul style="list-style-type: none"> ・県のふるさと眺望点に選定されている。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めや、お山参詣（白装束、黄金色の御幣）との調和に配慮した色彩とすること。
	三本柳・アップルロード		<ul style="list-style-type: none"> ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園と水田の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	岩木山神社		<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山神社には6棟の重要文化財の建造物がある。 ・県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山と鳥居の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山神社の歴史性に配慮した落ち着いた色のある色彩とすること。
	桜林公園		<ul style="list-style-type: none"> ・桜林公園は、津軽国定公園内に位置している。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある桜など自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	岩木山総合公園 ・石坂洋次郎文学碑		<ul style="list-style-type: none"> ・石坂作品に数多く登場した岩木山の麓で、青い山脈が一望できる場所。 ・岩木山総合公園からの眺めは、旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山と桜並木の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・桜並木や岩木山など自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	嶽高原		<ul style="list-style-type: none"> ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	常盤野農村公園 のミズバショウ沼		<ul style="list-style-type: none"> ・津軽国定公園内に位置している。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山とミズバショウ沼の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある自然の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	ロマンピア そうま		<ul style="list-style-type: none"> ・県のふるさと眺望点に選定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。
羽根山 農村公園		<ul style="list-style-type: none"> ・国（環境省）が定めた東北自然歩道「新・奥の細道」のコース上に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。 	

	視点場	写真	区域の特徴	景観形成基準
五重塔の眺め	鍛冶町		<ul style="list-style-type: none"> 鍛冶町は弘前の夜の繁華街。 通りのつきあたりに五重塔が見える。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 繁華街のにぎわいを創出するような意匠・色彩となるよう工夫すること。
	土淵川 吉野町緑地		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に奈良美智作のメモリアルドッグがある。 吉井酒造煉瓦倉庫が隣接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 屋根は、勾配屋根を用いるなど、五重塔と調和する形状とし、彩度を抑えるなど落ち着いた色彩となるよう努めること。
	辻坂上		<ul style="list-style-type: none"> 前景となる土壘は国指定史跡新寺構内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 新寺構の土壘との連続性に配慮した高さとなるよう努めること。 屋根は、勾配屋根を用いるなど、五重塔と調和する形状とし、彩度を抑えるなど落ち着いた色彩となるよう努めること。
山並みの眺め	豊田陸橋		<ul style="list-style-type: none"> 東方に八甲田山、南方に大鱈山地がづらなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を取り囲む山並みの稜線を遮らない高さとする。 山並みとの調和に配慮した色彩とすること。
市街地の眺め	陸上自衛隊 弘前駐屯地		<ul style="list-style-type: none"> 市街地を一望でき、夜景も美しい場所。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮した規模とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとする。
	久渡寺		<ul style="list-style-type: none"> 久渡寺は、津軽を代表する民間信仰神・オシラサマ（国無形民俗文化財）の寺として知られ、藩政時代は、弘前藩の祈願所であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとする。
	弥生 (いこいの 広場前)		<ul style="list-style-type: none"> 屋間の眺望のほか、夜景も美しい場所である。 オートキャンプ場やピクニック広場などがあり、市民に親しまれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮した規模とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとする。
	愛宕山		<ul style="list-style-type: none"> 愛宕山には弘前歴代藩公祈願所だった愛宕山橋雲寺がある。 昭和3年に当時の新聞社が選定した津軽十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのあるりんご園や水田、市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとする。
その他	亀紺橋 から見る 弘前公園西堀		<ul style="list-style-type: none"> 亀紺橋は、弘前公園の北西にあり、市「趣のある建物」である紺屋町屯所も隣接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成重点地区の後背地では、亀紺橋から眺める桜並木の背景に見えない高さとする。

2-3 景観形成重点地区における景観形成基準

弘前ならではの景観を守りはぐくむため、重点的に景観づくりを進めていく地区を、景観形成重点地区として指定します。

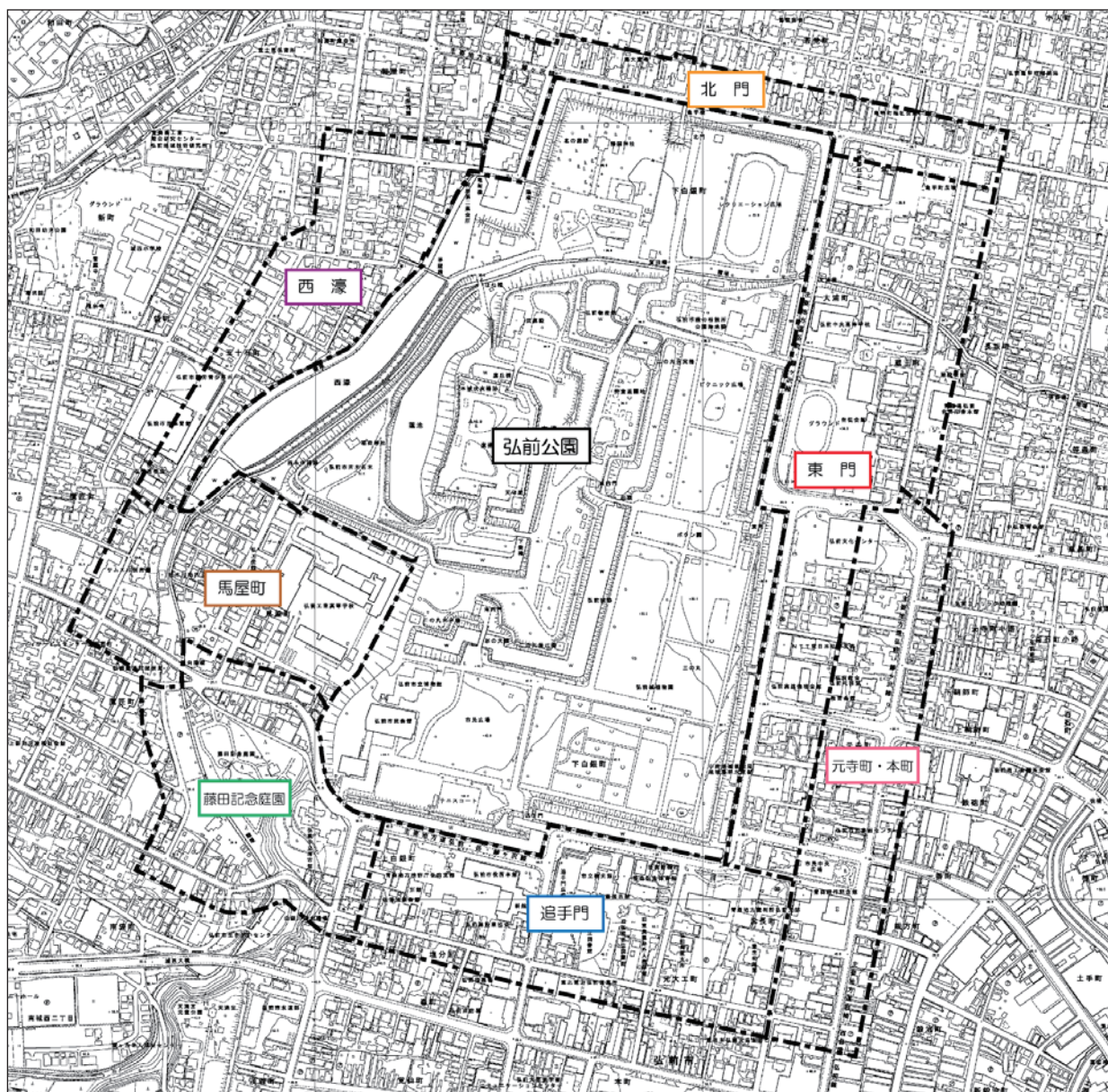
景観形成重点地区での建築物の建築や工作物の建設などの行為については、原則すべての行為を届出の対象とし※、良好な景観づくりのための景観形成基準をきめ細やかに定めます。

※軽易な行為等は届出の適用除外となります。詳しくは9ページをご覧ください。

2-3-① 地区の名称及び位置

【景観形成重点地区の名称】お城まわり地区

【位置】



※建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。

2-3-② 重点地区内のエリア

地区内の景観上の特徴に応じて7つのエリアに分けています。

エリア	地図	写真	区域の特徴
追手門			観光拠点である弘前公園の玄関口の追手門とともに、市役所、裁判所、観光館、図書館など各種公共施設が集積した地区。
元寺町 本町			弘前公園と土手町などの商業地に挟まれ、歴史的街並みと現代的街並みの双方の特徴を有する地区。
東門			城下町の街並みの中にとけ込むように多くの公共施設が立地し、また、弘前公園外濠の緑（桜）が歴史を感じさせる地区。
北門			伝統的建造物群保存地区に隣接し、石場家住宅（重要文化財）や川崎染工場（市「趣のある建物」）など歴史的な風情を色濃く残す地区。
西濠			西濠の優れた歴史的景観を背景とする閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。
馬屋町			西濠と藤田記念庭園を結ぶ位置にある閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。
藤田記念庭園			藤田記念庭園を中心とした豊かな緑との調和が求められる地区。坂道が、地区の特徴のひとつとなっている。

2-3-③ 重点地区内の景観形成基準

エリアごとに、良好な景観づくりのための景観形成基準を定めています。

		エリア	追手門	元寺町本町	東門	北門	西濠	馬屋町	藤田庭園	掲載頁	
		基準									
建築物・工作物	配置	あ	・外濠に面する場合は、外濠と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。	○		○				52	
			・弘前公園に面する場合は、外濠と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。					○	○	52	
		い	・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。	○	○	○	○	○	○	○	52
		う	・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮した位置とすること。					○	○		53
		え	・こみせのある街並みに配慮し、建築物の壁面の位置をそろえるよう努めること。				○				53
		お	・弘前公園と藤田記念庭園の緑のつながりに配慮した位置とすること。							○	54
		か	・追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。	○							54
		・ねぶた村前からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。				○				54	
	き	・新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮した位置とすること。							○	54	
	規模	く	・外濠の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。	○		○	○				55
			・弘前公園の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。					○	○		55
		け	・周囲の建築物との調和に配慮し、街並みから突出した高さとならないこと。			○					56
		こ	・弘前公園と藤田記念庭園の緑とのつながりを著しく遮らない高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。							○	56
		さ	・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。	○	○	○	○	○	○	○	56
し		・追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする。	○							57	
		・ねぶた村前からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする。				○				57	
す	・春陽橋からの西濠の眺めを阻害しない高さとする。					○	○	○	57		
せ	・東門エリアとのつながりや、古今・和洋の建築物との調和に配慮した高さとなるよう努めること。		○						57		
そ	・こみせのある街並みに配慮し、道路に面する部分の高さをそろえるよう努めること。				○				58		
た	・新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮し建築物等の高さをそろえるよう努めること。							○	58		

エリア		追手門	元寺町本町	東門	北門	西濠	馬屋町	藤田庭園	掲載頁		
基準											
建築物・工作物	形態意匠	ち	・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。	○	○	○	○	○	○	59	
		つ	・城下町弘前の歴史・文化を象徴する地区にふさわしい落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。	○						59	
		て	・古今・和洋の要素が混在している通り景観の魅力を高めるため、通りからの見え方を意識した形態意匠とすること。		○						60
		と	・優れた景観資源と融合するデザイン性の高い先導的な形態意匠となるよう努めること。		○						60
		な	・隣接する商業地や住宅地の街並みとの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。			○					60
		に	・隣接する伝建地区の歴史的風致に配慮し、伝統的な形態及び意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。				○				61
		ぬ	・伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。					○	○	○	61
	色彩	ね	・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。	○		○	○	○	○	○	61
		の	・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。	○	○	○	○	○	○	○	62
		は	・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。	○	○	○	○	○	○	○	62
		ひ	・屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。	○		○	○	○	○	○	62
	設備等	屋外	ふ	・道路や外濠等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。	○	○	○	○	○	○	63
			へ	・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。	○		○	○			○
		その他	ほ	・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。					○	○	
ま			・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。	○		○	○	○	○	○	64
	み	・自動販売機の外装部分の色彩は、濃茶とするよう努めること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。		○						64	

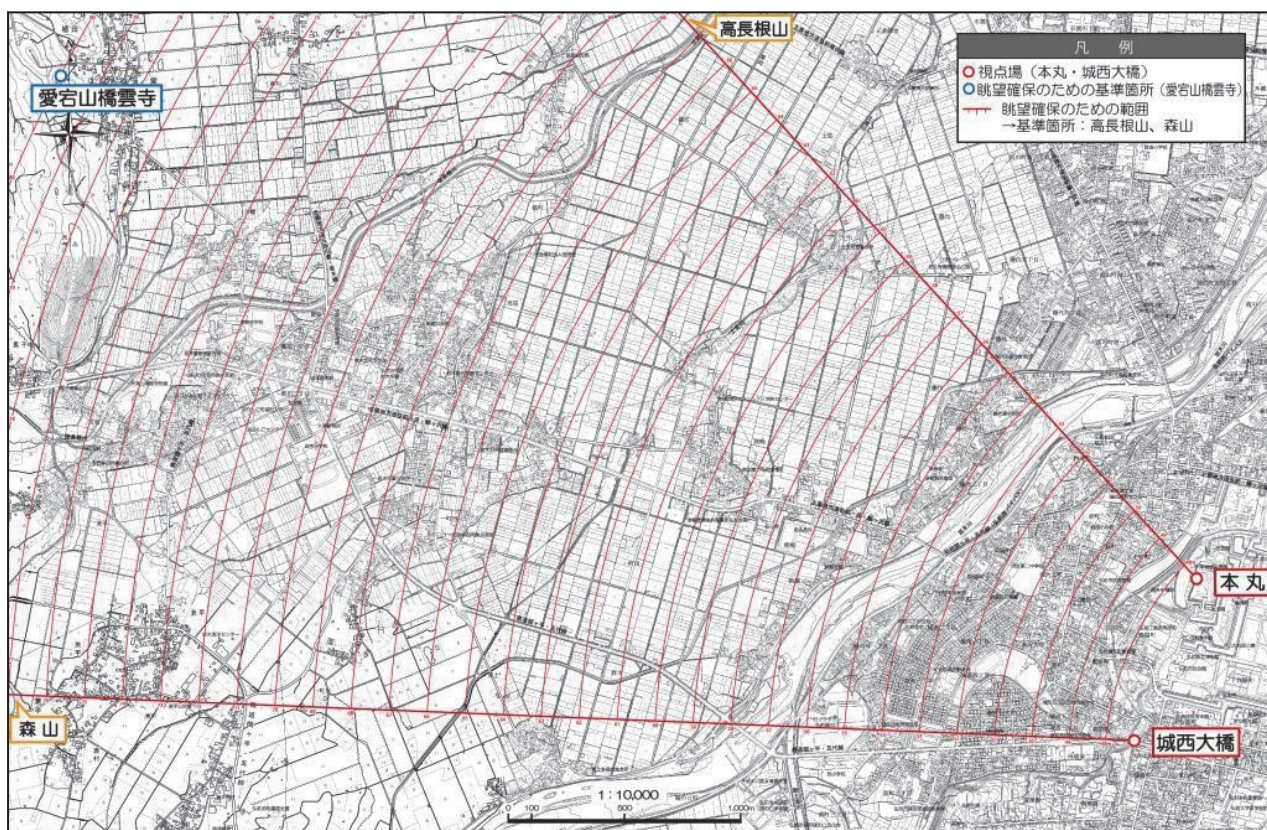
2-4 眺望景観保全地区における景観形成基準

弘前ならではの眺望を守りはぐくむため、眺望景観の保全を重点的に進めていく地区を、眺望景観保全地区として指定します。

眺望景観保全地区では、視点場と視対象を定め、眺めを保全するために必要な建築物と工作物の高さ制限などを設けます。

2-4-① 弘前城本丸・城西大橋からの岩木山

【眺望確保範囲】 城西大橋から岩木山を眺めたときに、北端の高長根山と南端の森山に挟まれた範囲で、少なくとも愛宕山（橋雲寺を基準）の眺望を確保するものとします。



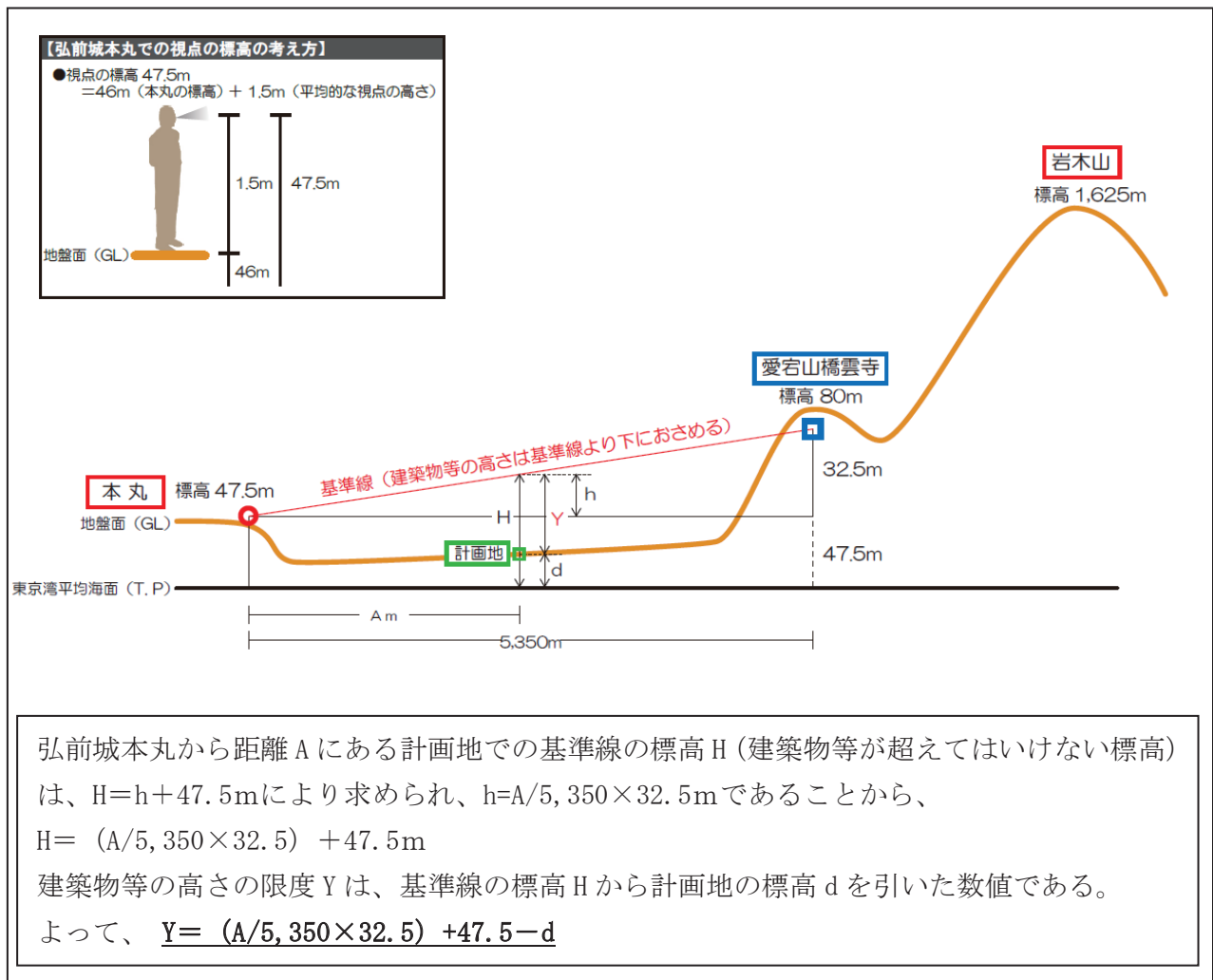
※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

【景観形成基準（建築物・工作物）】

事項	景観形成基準	掲載頁
規模	・弘前城本丸から眺めたときに岩木山のすそ野までの眺望が確保できる、標高80m以上が隠れない高さとする。 ※ ・弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない規模とする。	65
色彩	・周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮し、弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない色彩とする。	65

※計画地での建築物等の高さ制限が10m以下となる場合（架空電線用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものは14m以下となる場合）は除く。

【建築物等の高さの限度の求め方】



弘前城本丸から距離 A にある計画地での基準線の標高 H (建築物等が超えてはいけない標高) は、 $H = h + 47.5m$ により求められ、 $h = A/5, 350 \times 32.5m$ であることから、
 $H = (A/5, 350 \times 32.5) + 47.5m$
 建築物等の高さの限度 Y は、基準線の標高 H から計画地の標高 d を引いた数値である。
 よって、 $Y = (A/5, 350 \times 32.5) + 47.5 - d$

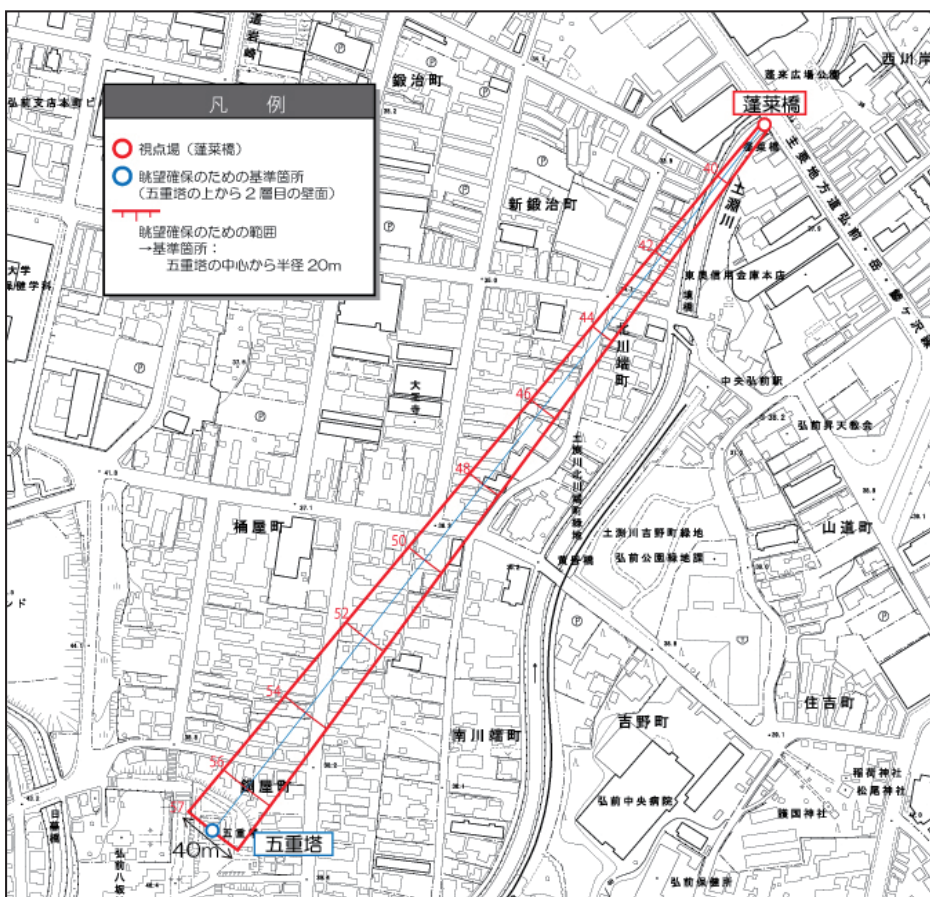
2-4-② 蓬莱橋からの五重塔

【眺望確保範囲】 蓬莱橋から五重塔を眺めたときに、五重塔を中心とした半径20mの範囲で、五重塔の最上部の相輪（尖塔）および四重（上から2層目）の壁面までの眺望を確保するものとします。

○図：五重塔の眺望確保範囲



(蓬莱橋西端から6.5m地点での見え方)



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

【景観形成基準（建築物・工作物）】

事項	景観形成基準	掲載頁
規模	<ul style="list-style-type: none"> 蓬莱橋から眺めたときに上から2層目の壁面までの五重塔の眺望が確保できる高さとする。 蓬莱橋からの五重塔の眺めに違和感を与えない規模とする。 	65
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮し、蓬莱橋からの眺めに違和感を与えない色彩とする。 	65

【建築物等の高さの限度の求め方】

